

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成27年8月24日（月）

開 会（午後1時0分）

### 【議 事】

#### （1）改定に係る提案について

西沢委員長

18日の議会運営委員会で見直しを行いましたので、確認も兼ね報告します。まず、第3条の議会の活動原則ですが、第2号、第3号については達成しているが方向性としては改善ということになりました。具体的には、第2号については積極的な情報公開、説明責任が必要ではないかという提案があり、第3号については自由闊達な協議、論点・争点の明確化というような意見が出ました。次に、第7条ですが、議会報告会については新しい要綱ができたこともあり、改善という方向性に決しました。次に、第9条ですが第2号については一問一答を行っているが、議案質疑は回数制限を設けているので、ここについても改善が必要ではないかということになりました。次に、第11条、第12条ですが、改善や拡充という意見が出ていましたので、これについても条文を改正するのかどうかということも含めて、議論の俎上に乗せていきたいと考えております。それでは次に、事前に配付した改定提案表をもとに、各会派より提案理由について説明をお願いします。

赤川委員

まず前文ですが、「この条例を制定する」の前に「議会の最高の規範として」という文言を加筆したらどうかと考えます。次に、第6条の市民参加及び市民との連携ですが、議会報告会、政策討論会で出てくる市民の意見を委員会等議会の中の政策形成を通じ、施策に反映させるように努めるものとするというような文言を、市民の参加を担保する意味において、意見を政策形成に反映させていく義務があるというようなことを入れたらどうかと考えます。次に、第21条の議会広報の充実ですが、広聴とは何かということについて定義が必要ですが、広報するだけでなく議会の広聴機能を強化する意味でも、広聴という文言を入れたらどうかと思います。次に、新規規定ですが、通年議会について条文案を記載させていただきました。それから、政策提言及び政策立案の推進ということで、「議会は市の一層の政策の向上を図るため、委員会等の討議、調査を通じ、市の施策に対し政策立案を行い市長に対し政策提言を行うものとする。」ということで、委員会等でいろいろな提言の仕方があるかと思いますが、そういうものも政策提言や政策立案の推進ということで入れたらどうかと考えます。

矢作委員

第3条の議会の活動原則ですが、議長選挙において、現状では不透明な中で選挙が行われているというような状況ですので、市民から見てわかりやすい運営についての改善を盛り込んだらどうかと考えます。次に、記載はしていませんが、第7条の議会報告会について、委員会での開催も可能

ということを入れたらどうかと考えます。次に、第9条の議員と市長等執行機関の関係について、議案質疑における一問一答方式の実施を進めることを盛り込めないかと考えます。ただ、条文上はできることになっていますので、運用の部分かなとも思います。

入沢委員

新規規定ですが、災害時の議会对応について規定した方がいいのではないかと、通年議会については今後規定すべきかどうかも含め、議論を重ねていきたいと考えます。

荻野委員

まず、第7条の議会報告会ですが、実質的には意見交換の部分がメインになっているので、名称の再検討が必要ではないかと考えます。次に、第10条の閉会中の文書による質問ですが、この条例ができてから議会運営委員会で運用を決め、委員会で全会一致ということで現在は行っている。その辺の実際の運用を含めて、条文内容の再検討が必要ではないかと考えます。次に、第13条の政策討論会ですが、前期の最後に要綱の改正を行い今期から委員会でも行えるようになったことから、その辺も踏まえて条文内容の検討が必要ではないかと考えます。次に、第14条の委員会の運営ですが、戸田市議会では各常任委員会で毎年活動テーマを設定して、かなり積極的に提言や条例を制定しているという事例があることから、こういった趣旨の条文もいいのではないかと、ということで記載させていただきました。また、第2項の正副委員長連絡協議会については、保健所の問題

があったときに、総務常任委員会と教育福祉常任委員会で連合審査を行った事例がありこの規定ができたが、現行の運用の仕方とずれている部分があるので精査が必要ではないかと考えます。次に、第17条の議員研修の充実強化ですが、第2項で「議員研修会を積極的に開催するものとする。」となっている。実は昨年、市民環境常任委員会の委員長をしていたとき、委員会の主催による研修会を考えていたが、執行部から委員会には研修をする機能はないというような指摘を受けたということがあったので、そういった経緯を踏まえて、条例にしっかりと位置付けた方がいいのではないかと考えます。次に、第18条の議会事務局ですが、前回の委員会で事務局の機能強化について整理した方がいいのではないかという話が出たので、今回入れております。次に、第21条の議会広報の充実ですが、議会基本条例ができた後に広聴広報委員会ができたので、広聴広報委員会の位置付けが議会基本条例の中にされていません。この機会に、それについても検討した方がいいのではないかと考えます。次に、新規規定ですが、災害対応を検討した方がいいのではないかと考えます。それから、議会モニター制度ですが、昨年から広聴広報委員会でも検討課題になっていることから、条例に位置付けるかどうかを含めて検討した方がいいのではないかと考えます。それから、議決事件の追加ですが、前回の委員会で議長から話がありましたので、伊賀市議会の条文を記載させていただきました。それから、交流及び連携ですが、今後近隣市と連携していく部分も増えていくと思いますし、最近の事例では他市議会と友好関係の締結をしている事

例もあるので、そういった動きも踏まえて検討した方がいいのではないかと考えます。それから、会期ですが、通年議会の規定について検討した方がいいのではないかと考えます。あと、追加で第9条の議員と市長等執行機関の関係について、一般質問はほとんど一問一答で行われており、初回一括の方がほとんどいないことから、「原則として一問一答の方式で行うものとする。」といった内容にした方が現状に即していると思いますので、一度検討した方がいいのではないかと考えます。それから、第12条の議員間の自由討議ですが、第2項の「議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。」ことに関し、議会運営委員会でも達成されていないということだった。この条文が自由討議のところにあることも含めて、一度条文について検討した方がいいのではないかと考えます。それから、第3条の議員の活動原則ですが、議長選挙の所信表明等についても、やるやらないを含めて一度検討した方がいいのではないかと考えます。

西沢委員長

公明党の提案ですが、第9条の議員と市長等執行機関の関係について、第1号で「議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため」とあるが、一問一答方式で行うことを決めたときの背景は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするというよりも、市民に対するわかりやすさを求めていたのではないかと考えてみると、この条文のあり方を再検討してもいいのではない

かと考えます。それから、第2号の反問権ですが、反問権の運用については質問者の発言の趣旨を確認することに留めている。反問という言葉は実態にそぐわないことから、運用に沿うよう反問ではなく確認することができるということに改めた方がいいのではないかと考えます。反問という言葉そのままで規定するというのであれば、議会運営委員会の中でもう一度反問権の運用について議論してもらった方がいい。次に、第11条の議会審議における論点情報の形成ですが、第2項で「予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。」とあるが、決算資料を充実させるため、行政評価表みたいな資料を付けてもらえるようにした方がいいのではないかと考えます。それから、11条に新たに第3項を設け、予算を伴う条例案を提案できるような根拠規定を設けるようにした方がいいのではないかと考えます。次に、第18条の議会事務局について、至誠自民クラブと同じになりますが議会事務局の体制強化ということで、議会事務局も専門的な知見を活用できるような仕組みをこの中に盛り込んだ方がいいのではないかと考えます。次に、新規規定ですが、通年議会については地方自治法上に定められた規定に基づく通年議会と定例会の条例で通年議会を行っている議会があるが、定例会の条例に会期を通年とするというふうに定めてやっているところの方が、議会側として運用がしやすい側面があることから、この条文案を記載しております。それから、災害時の議会対応ですが、災害時の対応ができるようこの条文案を記載しております。

石原委員 至誠自民クラブが提案している新規規定の交流及び連携について、鹿角市議会と荒川区議会は実際にはどういうことをされているのか伺いたい。

荻野委員 そこまで確認はしていませんが、友好議会をやっている事例としては久慈市議会と袖ヶ浦市議会が被災地の議会同士ということで、情報交換や訪問をされているという話は聞いています。

桑嶋議長 民主ネットリベラルの会から提案のあった前文に「議会の最高の規範として」という文言を加筆したいということについて、前回この件については入れないようにしようという方向性で議論した。その代わりに、全会一致でもって実質上の最高規範性を高めていこうという議論があり、除いた経緯があるが、この文言はどうしても入れたいということか。

赤川委員 あえて最高規範とせず、最高の規範としている。この条例を作ったときは、まだ自治基本条例はできていなかった。自治基本条例で最高規範たるべくとしているので、議会にとって重みを持たせる意味で入れたらどうかと考えている。

桑嶋議長 自治基本条例と議会基本条例で最高争いをし、自治基本条例がたるべくということで最高になった。市民としては、議会基本条例より自治基本条

例の方が上だという意図を持って作ったが、我々は並列だという考えだったので、なるべくにした経緯があり、自治基本条例上は議会基本条例もサブシステム的な要素があった。委員長と事務局に確認したいが、今のような形で自治基本条例と議会基本条例の法制執務的な言葉の整理があると思うが、いかがか。

西沢委員長

第8条の意見提案手続だが、パブリックコメント手続が議会基本条例では行うことができると書いてあるが、自治基本条例では努めるものとして書いてある。それから、市民参加条例では必ず行うものとしてなっていることから、そこを議会基本条例も整合性を図るべきではないかという話が議会運営委員会の中で出て、それについては特別委員会でやることになった。公明党としては、第8条については自治基本条例に合わせて、行うことができるを務めるものとするという努力規定に合わせようということになった。

荻野委員

他市の議会基本条例でパブリックコメントの規定がある条文は、議会に関係するもの限定が多い。所沢市の議会基本条例は、議会は基本的な政策等の策定に当たりという条文で、幅を持たせているという特徴があるので、若干執行部の言うところと違う部分があるのかなと思う。

桑島議長

前期の総合計画は修正を行った。行うものとするとか努めるものとする



となると、議会修正についてもパブリックコメントをすることになるので、その縛りを付けると重いかなという気はする。

西沢委員長

議会運営委員会でその辺の議論はどうなったのか。新しい条例を制定するときはパブリックコメントを行うと思うが、その一部改正についてはパブリックコメントをやらないということでもいいか。条例改正を含めて、全部やっているのかどうか確認したい。

事務局

市民参加条例の逐条解説があったかと思しますので、確認のため時間をいただきたいと思います。

休 憩（午後1時38分）

再 開（午後1時52分）

事務局

昨年制定された所沢市市民参加を進めるための条例第7条に、パブリックコメント手続の対象についての規定があります。こちらの規定では、市の基本構想、基本計画の策定等義務を課し、権利を制限する条例の制定または改廃、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更または廃止、市政に関する方針を定める条例の制定等、最後にその他参加の必要があると認めるものという5項目を定め、第8条でパブリックコメント手続については必ず行うものとしますとしております。それから、議会の修正動議

の関係については、平成27年1月14日の議会運営委員会の中で、議会基本条例の基本的な施策等の部分について市長提出議案に対する修正動議などはどのような位置付けになるのかとの議論があり、その時には修正動議等については議員定数の12分の1以上の者の発議があればできるということから、このようなことについてはパブリックコメントを行う必要はないのではないかと事務局から助言をさせていただいています。

西沢委員長

会期中に修正動議が出て、修正案についてパブリックコメントをしても日程的に無理でしょうという議論があった。そういうことも踏まえて、第8条については自治基本条例と市民参加条例の条文との整合性をどのようにとっていくかということ、改めて次回までに各会派で協議していただき、方向性を固めたい。

桑嶋議長

議会事務局から議会局への名称変更の提案について説明していただきたい。

荻野委員

大津市議会も最近変更したということだが、議会の機能強化の一環として、議会事務局が能動的な活動ができるような体制を検討したい。

桑嶋議長

歴史的に見ると、議会事務局と言いながら議会議事局だった。議事がメインであって、庶務があり調査や広報というものは付け足し程度だった。

町村議会では、事務局の人が充てられないために議員が広報紙を作っているところもある。議会事務というレベルで行くと議事プラスアルファだが、所沢も広聴広報や意見聴取など、より積極的な形になっているので、そういった宣言も含めて事務という言葉を外してしまっただけで議会局という大きな話にしましょうという話も付け加えてさせていただきます。

赤川委員

以前にも、議会事務局の強化ということで、調査や法制のための専属スタッフを配置を要望をしたが難しいとのことだった。現在の事務局の人員体制はどうなっているのか。

事務局

現在、議会事務局の職員定数は14人と条例上規定していますが、現状は13人となっております。

赤川委員

専属スタッフについて、こちらで規定をつくるのはよいだろうが、現状の体制でそのところは、いかがか。

事務局

定数のヒアリングなどの機会を通じ、職員の増員については執行部へ要望しています。

桑畠議長

監査事務局は委員4人に対し、事務局職員が8人いる。議会事務局は議員1人に対し、事務局職員が0.5人しかいない。同じような人口規模の

自治体において、議員一人当たりの議会事務局職員数を調べてほしい。中核市、特例市の中で一番職員数が多いというふうにならないといけない。事務局職員が増えれば、必ず議員活動の活発化につながる。

西沢委員長

中核市の人口、議員数、事務局職員数、政策、法制専門職配置人数の調査をするということよろしいか。

(委員了承)

西沢委員長

第17条の議員研修の充実強化について、委員会が議員研修をやるのはいかなるものかという話があったが、議員研修を委員会主催で行うことはできないという規定があるのか。

事務局

特に規定されていませんが、議会を代表するのは議長ということになりますので、謝礼等が発生する場合など、先方への依頼、交渉等については、委員会ではなく常任委員長から議長への実施通知等に基づき、議長名で行っているところです。

西沢委員長

発案が委員会だとしても、主催の代表は議長になるということか。

事務局

そのとおりです。併せて、現行の議会基本条例の規定では、議会は、となっていますので、委員会発議の研修についても委員会の中だけではなく

全議員に案内を行い、議会としての実施としていたかと思います。

荻野委員

議員クラブで研修を行ったことがあるが、その時はどのように依頼等をしていたのか。

桑島議長

当時は議員クラブで会費を集め、対外的には議長が代表をしていた。今は、誰がどのように議員研修を企画発案するかという規定が全くない。よくも悪くも、議長が発案すればできる。条文化するかどうかはともかく、計画的に話し合っ決めてという仕組みを作った方がよい。

西沢委員長

議会及び委員会という規定にしたとき、委員会が研修を行ったときの対象は委員会だけになるのか、それとも委員会発議で議員全体の研修になるのか。

桑島議長

荻野委員が委員会で実施したときは、議会運営委員会に諮ったのか。

荻野委員

諮っていない。手続きを進めていくうちに、委員会主催ということだといろいろ問題があるということで、主催は議会、企画は委員会という位置付けで行った。

矢作委員

委員会で企画しても、全議員が参加できるということでよいか。

西沢委員長

議会及び委員会はとしたとき、委員会委員だけの研修もできるという解釈でよいのかどうか。所管事務調査の中で、100条の2の専門的知見を活用してテーマの調査をすることもあるかもしれない。それは委員会のテーマであるから、委員外には関係ないということもあるかもしれない。そういうことも考えると、議会及び委員会がよいのか、議会のままだがよいのかは議論を深めていかないといけないと思っている。

矢作委員

議会を議会及び委員会に修正する案は、第17条全ての項についてか。

荻野委員

第17条第2項についてである。

赤川委員

案によると、研修の開催権限が議長と委員長にあるという解釈になることでよいか。

荻野委員

委員会主催で研修を行おうとした時に指摘を受けたので、それをカバーするために議会基本条例の条文を修正した方がよいのではないかということ今回提案した。

赤川委員

現状のままでも、議長の了解を得られれば委員会が研修を行うことができるが、委員会の文言を入れればそれが明確になるという趣旨か。

荻野委員

提案なので議論していただければよいが、条文には入れなくとも逐条解説に盛り込む形でもよい。それも含めて議論をしていただきたい。

西沢委員長

開催手続の部分まで盛り込んだ方がよいか、それとも今までどおり運用でやっていくのか、そういうことも含めて考えていただきたい。第21条の広聴の規定については、もっと具体的な提案を考えていただきたい。

桑畠議長

研修委員会があった方がよい。これがある議会は他にないのではないか。

西沢委員長

議会運営委員会で、議会事業の事業計画を作ったらどうかという意見があった。

桑畠議長

市民からは議員の資質向上が今一番問われている。普通の市民の感覚として、議員だめじゃないかというものがある。新人議員、我々自身にもコンプライアンスや政策法務など、きちんと研修を行っていかなくてはならない。こんな議員を選ぶ住民が悪いという議論になる前に、具体的な計画の研修の下に、我々自身の資質を向上させ、保持していかなければならない。そのために、議員研修の充実強化の中に研修委員会を設けることも必要ではないか。

西沢委員長

研修の規定については別に定めるとし、具体的な内容は議会運営委員会に任せるという方法は、いかがか。

桑畠議長

その方法もよいと思う。研修の実施に当たっては、研修計画を別途立案するでもよい。研修協議会の設置など、計画的な議員研修の充実強化に努めなければならないなどもよいと思う。

西沢委員長

今回の各委員からの提案について、次回はどう取り扱っていくかについて協議したい。今日の提案を会派へ持ち帰り、今後の取り扱いについて意見調整を行い、できれば条文案を示していただきたい。



西沢委員長

(2) 次回の日程について

次回の委員会は、9月16日議事整理日の午前10時より開催すること  
でよろしいか。

(委員了承)

休 憩 (午後2時27分)

(休憩中に協議会を開催した。)

再 開 (午後2時33分)

散 会 (午後2時34分)